

農薬販売の手引き

沖 縄 県

農薬の販売や取扱については、「農薬取締法」や「毒物及び劇物取締法」等の関係法令により厳しく規制されています。農薬の適正な流通や農薬使用者の事故防止のために、次の事項を守ってください。

1 届 出（農薬取締法第十七条）

農薬を販売（授与も含む）する者は、販売所ごとに知事に届け出なければなりません。

なお、特定農薬に指定されたものを農薬として販売（専ら特定農薬を製造、加工、輸入する者も含む）する場合も届出が必要です。

（1）届出の種類等

届 出 事 由 【提 出 期 限】	届出の種類	添 付 書 類 (提出部数：各1部)
①新規に販売を開始する場合 【販売を開始する日まで】	農薬販売届 (様式11号=正副2部提出)	①法人の場合：定款又は登記簿謄本 個人の場合：住民票 ②販売所所在地略地図
届出内容に変更を生じた場合 ①届出者氏名、住所の変更 ②販売所名称、住所の変更 ③法人の組織の変更 【変更の日から2週間以内】	農薬販売変更届 (様式12号=正副2部提出)	①販売所所在地略地図 (販売所の住所変更の場合) ②定款又は登記簿謄本の写し (法人の場合)
農薬の販売を廃止した場合 【廃止の日から2週間以内】	農薬販売廃止届 (様式13号=1部提出)	

（2）届出先

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2

沖縄県農林水産部営農支援課（農業環境班）

TEL 098-866-2280 FAX 098-866-2309

2 農薬の取扱い

(1) 農薬取締法における農薬の定義（農薬取締法第二条）

農薬取締法による「農薬」とは、以下のように定義されています。

第二条 この法律において「農薬」とは、農作物^{※1}（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみ、草その他の動植物又はウイルス（以下「病害虫^{※2}」と総称する。）の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤その他の薬剤^{※3}（その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む。）及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤（肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第二条第一項に規定する肥料を除く。）をいう。

2 前項の防除のために利用される天敵は、この法律の適用については、これを農薬とみなす。

3 この法律において「農薬原体」とは、農薬の原料であって、有効成分及びその製造の結果残存する有効成分以外の成分から成るものをいう。

4 この法律において「製造者」とは、農薬を製造し、又は加工する者をいい、「輸入者」とは、農薬を輸入する者をいい、「販売者」とは、農薬を販売（販売以外の授与を含む。以下同じ。）する者をいう。

※1:人が栽培している植物の総称を指しその栽培目的、肥培管理状況は問わない。一般の農作物の他、観賞用の植物、ゴルフ場や公園の芝、街路樹、肥培管理がほとんど行なわれていない山林樹木等も該当する。

※2:病菌、害虫、鳥獣、雑草等が含まれる。農作物を加害しない不快害虫、衛生害虫は含まない。

※3:展着剤等。

(2) 農薬の販売の制限・禁止（農薬取締法第十八条）

農薬の販売者は、①、②以外の農薬は販売することができません。

- ① 登録番号（農林水産省登録第〇〇〇〇号）など法の規定する表示のある農薬
- ② 特定農薬（平成15年3月施行：地場で採取された天敵、重曹及び食酢）

また、安全性などに問題があり、省令で販売禁止農薬として定められた農薬を販売することはできません。

《販売禁止農薬（農薬の販売の禁止を定める省令第11号）》

リンデン、DDT、エンドリン、ディルドリン、アルドリン、クロルデン、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、マイレックス、トキサフェン、TEPP、メチルパラチオン、パラチオン、水銀剤、2, 4, 5-T、砒酸鉛、水酸化トリシクロヘキシルスズ（プリクトラン）、ダイホルタン、PCP、CNP、PCNB、ケルセン、ペンタクロロベンゼン、アルファーヘキサクロロシクロヘキサン、ベータヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコン、ベンゾエピン

(3) 有効期限切れ農薬の取り扱いについて

農薬は品質の確保のため、最終有効年月が表示されています。有効期限を過ぎた農薬は、

変質・劣化などによって効果が十分に得られなかったり、農作物や人畜に対して思わぬ被害を与える可能性があるため、販売しないようにしてください。

(4) 適正な保管・管理

農薬の取り扱いについては、事故等を防止するため、以下の点に留意して適正に保管、管理してください。

- ・ 農薬は他の商品（肥料、衛生害虫用殺虫剤、食品等）とは区別して保管する。
- ・ 毒物または劇物に該当するもの、防災上危険なものは「毒物及び劇物取締法」、「消防法」等関係法令に従って適正に保管・管理する。

(5) 虚偽の宣伝等の禁止（農薬取締法第二十一条）

農薬の販売者は、農薬の有効成分の含量やその効果について虚偽の宣伝をしたり、登録を受けていない農薬を登録を受けていると誤認させるような宣伝をしてはいけません。

(6) 農薬登録を受けていない非農耕地専用と称する除草剤の表示（農薬取締法第二十二条）

農薬でない除草剤の表示義務について

農薬取締法の改正により、平成16年から農薬でない除草剤の販売にあたっての表示義務が定められました。

農薬取締法に基づく登録を受けていない非農耕地専用と称する除草剤は、農耕地で使用することができません。このため、非農耕地専用除草剤の販売にあたっては、購入者の誤解を招くような販売方法は避けるため、店内の見やすい場所および商品の容器または包装に「この除草剤は農薬として使用することができない」旨の表示をするとともに、以下の点に留意してください。

- ・ 農薬との混在陳列は避ける
農薬とそうでない商品の販売場所は明確に分離してください。
- ・ 購入者の誤解を招くような表記は避ける
「農薬と効果は同等」、「農薬と同一成分」など登録農薬と同様であるかのような誤解を生じさせる表記は避け、購入者が誤って農耕地で使用することがないようにしてください。
- ・ 購入者への説明
購入者に対して、農耕地では使用できない旨を説明してください。

なお、非農耕地専用除草剤を農耕地で使用すると、登録農薬の使用に係る義務違反として罰せられます。

3 帳簿の備え付け及び記載 (農薬取締法第二十条)

(1) 記載事項

販売者は、帳簿の備え付けが義務づけられています。

帳簿には、農薬の種類別に次の事項を記載しなければなりません。

- ア 一般農薬（普通物農薬）：譲受（仕入）数量及び譲渡（販売）数量
- イ 水質汚濁性農薬（指定農薬）：譲受（仕入）数量及び譲渡先別譲渡（販売）数量
- ウ 特定毒物・毒物・劇物農薬：譲受（仕入）数量及び譲渡先別譲渡（販売）数量
(^レ毒物劇物譲渡書でも可)

※帳簿は、商法で要求されているものを兼用してもかまいません。必要な情報が管理できれば、POS システムや表計算ソフト等による電算管理も可能です。

有効成分	商 品 名	毒性
C A T	シマジン、シマジン粒剤 1、シマジン粒剤 2、シマジンIPC水和剤(失効)、シマジンフロアブル	普通物

(2) 帳簿の保存年限

少なくとも3年間は保存が義務づけられています。(毒物・劇物は5年間保存)

(3) 帳簿の記入例

以下の様式は参考様式です。記載事項項目が管理できれば、様式・方法は自由です。

品目	アドバンテージS 粒剤 ^{※1}	規格	3kg	数量単位	袋	コード	
----	------------------------------	----	-----	------	---	-----	--

月日	受入・出払先 ^{※2}	受入数量	払出数量	残高 ^{※3}	在庫数量	備考
3/1	……商事	12		12		
4/6	売上 沖縄太郎		3	9		
4/7	売上 甘蔗作太郎		2	7		
4/24	〇〇支店へ移管 ^{※4}		6	1		
5/1	……商事	12		13		
5/31					13	棚卸

※1: 農薬の種類・規格ごとに管理し、品目ごとに数量を把握できるようにする。

※2: 普通物に関しては払出先の記録は不要。

※3: 各品目の残高数を帳簿上で管理し、実際の在庫数量と照合する。

※4: 帳簿の目的は数量管理であるため、店内での使用や支店間での移動、無償譲渡した場合も記録が必要。

4 販売窓口における助言

平成14年12月に改正された農薬取締法は、農薬の販売、使用、その他の遵守義務違反について大幅に罰則が強化されました。

区 分	個人（法人）
製造・輸入・販売	懲役3年・100万円（1億円）以下
使用	懲役3年・100万円以下
虚偽の宣伝	懲役3年・100万円以下
届出・検査拒否・帳簿不備	懲役6ヵ月・30万円以下
登録票その他	30万円以下

特に、農薬使用基準が設けられ、違反した場合は使用者も罰則の対象となることになりました。このため、農薬の販売窓口となる販売者の購入者への助言は、大変重要となります。農薬購入者が誤って使用することがないように、農薬登録時に定められた基準（適用作物、単位面積当たりの使用量の最高限度又は希釈倍数の最低限度、使用時期、総使用回数）を遵守するよう適切に助言してください。また、農薬の登録内容は随時変更になることから、販売者は常日頃から最新の農薬情報を得るよう努力してください。

◎農林水産省「農薬コーナー」のホームページ

<https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/>

◎独立行政法人農林水産消費安全技術センターのホームページ

<http://www.famic.go.jp/>

5 立ち入り検査（農薬取締法第二十九条）

農薬販売届を提出している場合、国や県の農薬取締職員が立ち入り検査を行なうことがあります。その際、販売業務の確認のため帳簿書類や農薬の保管庫等を検査します。

検査の拒否や妨害に対しては懲役6ヶ月以下、もしくは30万円以下の罰金に処される場合があります。

農薬販売届

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所

氏名

TEL

農薬取締法第 17 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

- 1 販売を行う販売所の名称及び所在地
- 2 卸売業または小売業の別

農薬販売変更届

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所

氏名

TEL

農薬取締法第17条第2項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1 氏名（名称）の変更

（新）

（旧）

2 住所の変更

（新）

（旧）

3 販売所の名称変更及び所在地の変更

（新）

（旧）

4 卸売業または小売業の別

農薬販売廃止届

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所

氏名

TEL

下記のとおり農薬販売を廃止したので届け出ます。

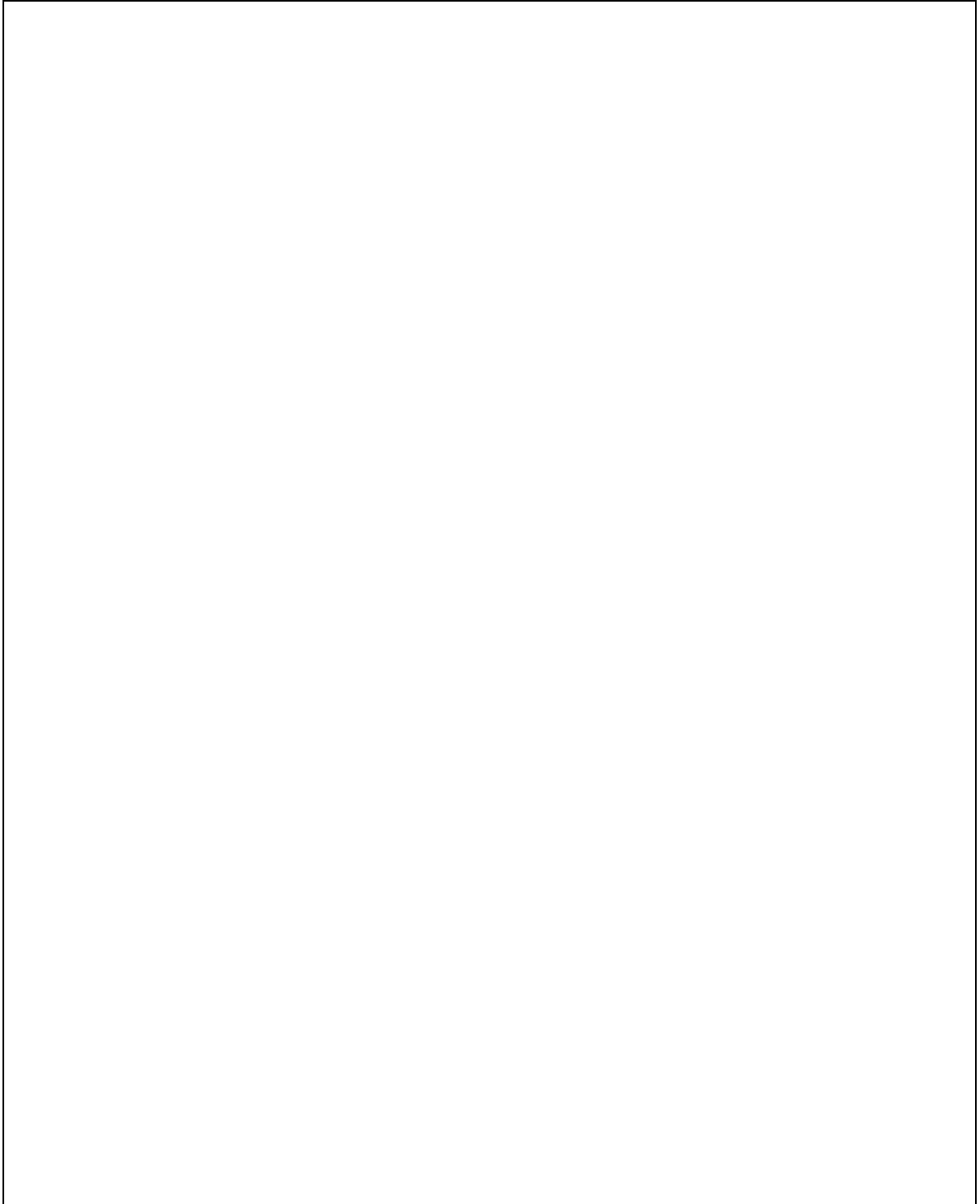
記

- 1 販売店名及び所在地
- 2 農薬販売を廃止した年月日
- 3 廃止した理由

販売所所在地略図

販売所の名称及び所在地：

略図



参考様式

農薬受払帳の参考様式

No. _____

品目		規格		数量単位		コード	
----	--	----	--	------	--	-----	--

月日	受入・出払先	受入数量	払出数量	残高	在庫数量	備考